

# 市内スポーツ施設利用者の皆さまへ

令和6年4月1日より

## スポーツ施設の使用料金などが **値上げ**となります

今回の使用料金などの改定は、昨今の急激な物価高騰を受け使用料金及び照明料金の見直しを行い、それらの経費をサービスの種類に応じて、受益者に適切に負担していただくことを目的としています。

詳しくは、市ホームページの「対象施設及び料金一覧」をご確認ください。

市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

### 【改定内容】

#### ① 使用料金及び照明料金の改定

物価高騰による飛騨市学校開放施設及びスポーツ施設（※飛騨かわいスキー場及び一部を除く）の維持管理費増に伴い、利用者費用負担額を見直し、**一律13%の使用料及び照明料の増額改正**を行います。

#### ② 桜ヶ丘体育館（公開使用）使用料金の改定

**一般：100円 → 200円**

**※高校生以下・障がい者・70歳以上：50円 → 100円**



※指定管理者制度導入施設の利用料金は、今後、指定管理者と協議を行い、条例上の金額の範囲内で指定管理者が料金を定めます。

【問】飛騨市教育委員会事務局スポーツ振興課 TEL：0577-62-8030